

## 次期三重県アルコール健康障害対策推進計画の策定について

### 1 計画策定の経緯

国は、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法（以下「基本法」という。）を、平成 26 年 6 月に施行しました。また、基本法に基づき、アルコール健康障害対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）（第 1 期）を平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの概ね 5 年間を対象期間として策定し、以降 5 年ごとに見直しが行われ、基本計画（第 3 期）が令和 8 年 3 月に閣議決定されました。

### 2 県計画策定の趣旨

基本法第 14 条第 1 項において、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「県計画」という。）を策定するよう努めなければならないとされています。

また、都道府県は、当該都道府県におけるアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるアルコール健康障害対策の効果に関する評価をふまえ、少なくとも 5 年ごとに、県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないとされています。本県では、令和 4 年 3 月に策定した「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第 2 期）」が、令和 8 年度で終期を迎えることから、さらなるアルコール健康障害対策を推進するため、次期県計画を策定します。

構成等については、国基本計画を基本とするとともに、三重県の実情に即したものとします。

### 3 計画の名称

現行計画の名称を踏襲し、「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第 3 期）」とします。

### 4 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 14 条第 1 項の規定に基づき、本県が策定する県計画です。

また、本県の「三重県医療計画」、「三重の健康づくり基本計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」及び「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす基本計画」等の関連する他の計画との整合を図ったものとしています。

### 5 計画の期間

本計画（第 3 期）の期間は、国基本計画が令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間でされていることをふまえ、令和 9 年度から令和 13 年までの 5 年間とします。

### 6 めざす姿

アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざします。

## 7 計画策定のポイント

アルコール健康障害の当事者及びその家族がより円滑に適切な支援に結びつくよう、相談支援体制等を構築

※ヤングケアラーを含むこども・若者施策の強化が図られていることを踏まえた取組を推進

・関係者連携会議における子ども・福祉部との連携

## 8 検討の進め方について

「三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会」において、また、県議会および県民からも幅広く意見をいただきながら策定作業を進めます。

※三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会について

アルコール健康障害対策への対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28 年に三重県精神保健福祉審議会条例第 8 条に基づき、「三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会」（以下「部会」という。）を設置しました。

## 9 今後のスケジュール

|        |               |                        |
|--------|---------------|------------------------|
| 令和 8 年 | 9 月 7 日（月）    | 第 1 回部会開催（骨子案検討）       |
|        | 10 月中旬        | 医療保健子ども福祉病院常任委員会へ骨子案説明 |
|        | 10 月下旬～11 月上旬 | 第 2 回部会開催（中間案検討）       |
|        | 12 月中旬        | 医療保健子ども福祉病院常任委員会へ中間案説明 |
|        | 12 月～1 月      | パブリックコメントの実施           |
| 令和 9 年 | 2 月上旬         | 第 3 回部会開催（最終案検討）       |
|        | 2 月下旬         | 精神保健福祉審議会へ最終案説明        |
|        | 3 月中旬         | 医療保健子ども福祉病院常任委員会へ最終案説明 |
|        | 3 月末          | 計画策定                   |

# アルコール健康障害対策推進基本計画 (第3期) について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
アルコール健康障害対策推進室

# アルコール健康障害対策基本法の概要（平成26年6月1日施行）

## 目的（第1条）

- 酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、基本理念を定め、及びアルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 定義（第2条）

- アルコール健康障害**  
アルコール依存症その他の多量の飲酒、20歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害
- ✓ **アルコール関連問題**：アルコール健康障害 及び これに関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題（第7条）

## 責務（第4条～第9条）

- 国・地方公共団体・国民・医師等の責務。事業者はアルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努める。

## アルコール健康障害対策推進基本計画（第12条）

- 政府は、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定しなければならない。少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

## 基本的施策（第15条～第24条）

- 教育の振興等／不適切な飲酒の誘引の防止／健康診断及び保健指導／医療の充実等／飲酒運転等をした者に対する指導等／相談支援等／社会復帰の支援／民間団体の活動に対する支援／人材の確保等／調査研究の推進等

# アルコール健康障害対策推進基本計画（第3期） 概要①（期間：令和8～12年度）

## I. 基本的な方向性

※下線は第3期基本計画での新たな記載

- (1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- (2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- (3) 医療における質の向上と連携の促進
- (4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり
- (5) アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援

## II. 重点課題

|      | (1) アルコール健康障害の発生予防                                                                                                                                                                                                                                   | (2) 進行・重症化予防、再発予防・回復支援                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重点課題 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 飲酒の影響や、リスクなどの知識の普及</li><li>・ 不適切飲酒を防止する社会づくり</li></ul>                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ アルコール健康障害の早期発見や早期介入による進行及び重症化予防</li><li>・ 地域連携による再発予防・回復支援</li></ul>                                                                                                                        |
| 重点目標 | <ul style="list-style-type: none"><li>① 生活習慣病のリスクを高める量（※）を飲酒している者の割合を<u>全体10%まで、特に女性は6.4%まで</u>、減少させる<br/>※純アルコール摂取量/日 男性40g以上、女性20g以上<br/>【現状】全体：11.4%(R6)、女性：9.3%(R6)</li><li>② 20歳未満の者、妊娠中の者の飲酒をなくす<br/>【現状】20歳未満：1.7%(R6)、妊娠中：1.0%(R5)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>③ 都道府県等における、アルコール健康障害対策に関する関係者連携会議の設置・定期開催</li><li>④ アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上</li><li>⑤ アルコール健康障害事例の継続的な減少</li><li>⑥ <u>医療機関へつながった新規患者数の増加</u><br/>【現状】男性：11,840人 女性：2,873人(R6)</li></ul> |
|      | (3) アルコール健康障害の当事者及びその家族（こどもなど）への支援                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 重点課題 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>アルコール健康障害の当事者及びその家族がより円滑に適切な支援に結びつくよう、相談支援体制等を構築</u><br/>※ <u>ヤングケアラーを含むこども・若者施策の強化が図られていることを踏まえた取組を推進</u></li></ul>                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 重点目標 | <ul style="list-style-type: none"><li>⑦ <u>関係者連携会議における児童福祉部門等との連携</u></li><li>⑧ <u>アルコール関連問題を抱える当事者の家族への影響などに関する実態把握</u></li></ul>                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                     |

新

# アルコール健康障害対策推進基本計画（第3期） 概要②（期間：令和8～12年度）

## Ⅲ. 基本的施策

※下線は第3期基本計画での新たな取組

### 1. 教育の振興等

- 学校教育等の推進 ✓ 相談支援ガイドラインの作成・周知
- 職場教育の推進 ✓ アルコール・インターロック装置の普及・促進
- 広報・啓発の推進 ✓ 飲酒ガイドラインの広報資材の作成・周知  
※ 生活習慣病のリスクを高める量（1日当たりの純アルコール摂取量：男性40g、女性20g以上）は、個々人の許容量を示したものではない

### 2. 不適切な飲酒の誘引の防止

- 広告 ✓ 酒類の交通広告の特段の配慮、状況により自主基準見直し
- 表示 ✓ アルコール量の表示の取組の推進
- 販売 ✓ 無人店舗での酒類販売を行わないよう、酒類業者に指導

### 3. 健康診断及び保健指導

- アルコール健康障害の早期発見、早期介入の推進  
✓ 特定健診で肝機能障害を認めた場合の保健指導・受診勧奨の普及
- 職域における対応の促進  
✓ 飲酒ガイドライン・専門医療機関・自助グループ等の認知度向上  
✓ 産業保健部門と安全管理部門の双方向の連携（特に乗務員に対する医療機関受診の促進）

### 4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

- アルコール健康障害に係る医療の質の向上  
✓ かかりつけ医、地域の内科・精神科等と専門医療機関との連携の「手引」を作成し、身近な場所での医療提供体制の構築
- 医療連携の推進 ✓ SBIRTS（関係機関の連携体制）の構築
- アルコール依存症の当事者及びその家族に対する支援  
✓ 当事者や家族が専門医療機関から自助グループにつながる取組

### 5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- 飲酒運転をした者に対する指導等  
✓ 飲酒運転の背景等の調査結果を踏まえた取消処分者講習の見直し  
✓ 刑事施設や保護観察所における指導の充実の検討  
✓ 地域における飲酒運転防止条例の制定状況の収集・周知  
✓ 飲酒運転をした者の実態把握
- 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する支援

### 6. アルコール依存症の当事者及びその家族に対する相談支援等

- 関係機関と連携した相談支援の推進  
✓ ヤングケアラーを含めた当事者の家族支援のため、精神保健福祉センターや保健所と、児童福祉部門・女性支援部門・DV相談支援部門・教育部門等との連携強化
- 相談支援の充実  
✓ アルコール依存症当事者やその家族への相談に資するガイドライン等の作成

### 7. 社会復帰の支援

- 就労及び復職の支援
- アルコール依存症からの回復支援

### 8. 民間団体の活動に対する支援

- 会場の提供や広報など、自助グループの活動支援
- 自助グループに関する認知度向上
- 自助グループと民間団体との連携を進める

### 9. 人材の確保等 10. 調査研究の推進等

- 基本的施策1～8に掲げる該当項目を再掲

# アルコール健康障害対策関係者会議 委員名簿

◎会長、○会長代理

|        |                             |        |                          |
|--------|-----------------------------|--------|--------------------------|
| 石井 智子  | アルコール依存症当事者                 | 白石 光一  | ウエルエイジング日本橋クリニック 副院長     |
| 上村 敬一  | うえむらメンタルサポート診療所 院長          | 塚本 堅一  | 特定非営利活動法人 A S K 理事       |
| 上村 真也  | 読売新聞大阪本社 記者                 | 長嶺 乃里子 | 沖縄県那覇断酒会 家族会員            |
| 江澤 和彦  | 公益社団法人日本医師会 常任理事            | 林 和博   | 公益社団法人全日本断酒連盟 事務局長       |
| 小野里 俊哉 | ビール酒造組合 専務理事                | 稗田 里香  | 東京通信大学人間福祉学部 教授          |
| 勝嶋 憲子  | 東京都立国分寺高等学校 統括校長            | 平川 淳 一 | 公益社団法人日本精神科病院協会 副会長      |
| ○金城 文  | 鳥取大学医学部 社会医学講座 環境予防医学分野 准教授 | ◎松下 幸生 | 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長 |
| 小松 知己  | 沖縄協同病院 リエゾンセンター 心療科部長代行     | 山口 文佳  | 長崎県上五島保健所長               |
| 志田 博和  | 全国精神保健福祉センター長会 理事           | 米山 奈奈子 | 秋田大学大学院医学系研究科 教授         |
| 渋谷 昭仁  | 全国小売酒販組合中央会 副会長             |        |                          |

令和8年3月末現在、五十音順



# アルコール健康障害に関する本県の現状

---

## アルコール依存症が疑われる者の推計値（三重県）

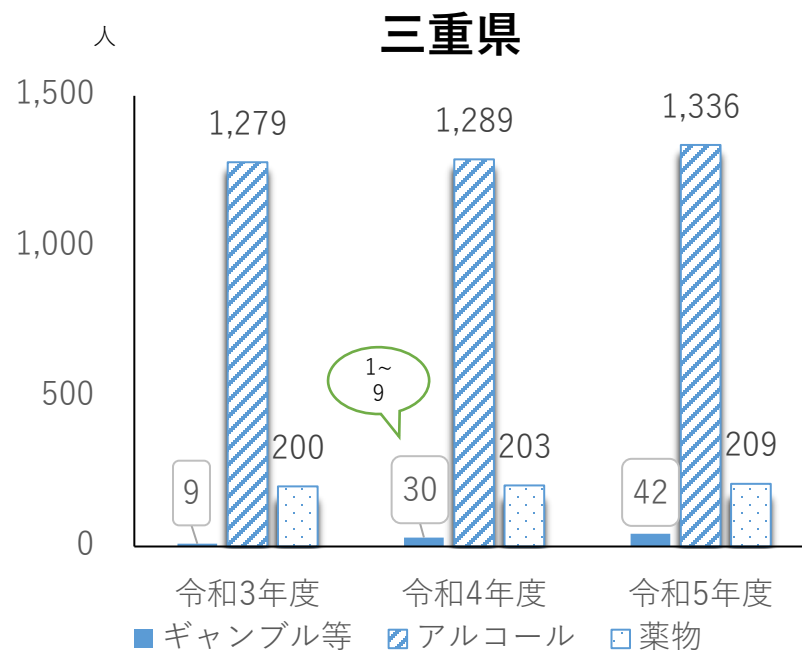
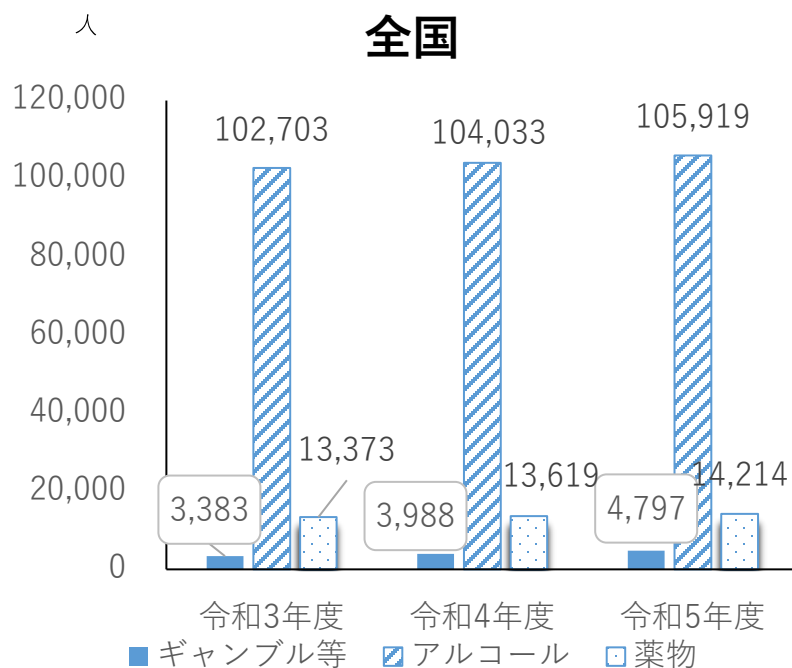
- 令和6年度依存症に関する調査研究事業「飲酒と生活習慣に関する調査」報告書（久里浜医療センター）によると、令和6年度のICD-10診断基準における生涯においてアルコール依存症が疑われる者の推計割合を全体で0.6%、男性の1.2%、女性0.2%と推計しています。

県の令和6年10月1日現在の20歳以上人口（推計）に置き換えた場合



- 県内の「アルコール依存症が疑われる者（男性）」  
およそ8千4百人
- 県内の「アルコール依存症が疑われる者（女性）」  
およそ1千4百人  
およそ合計9千8百人

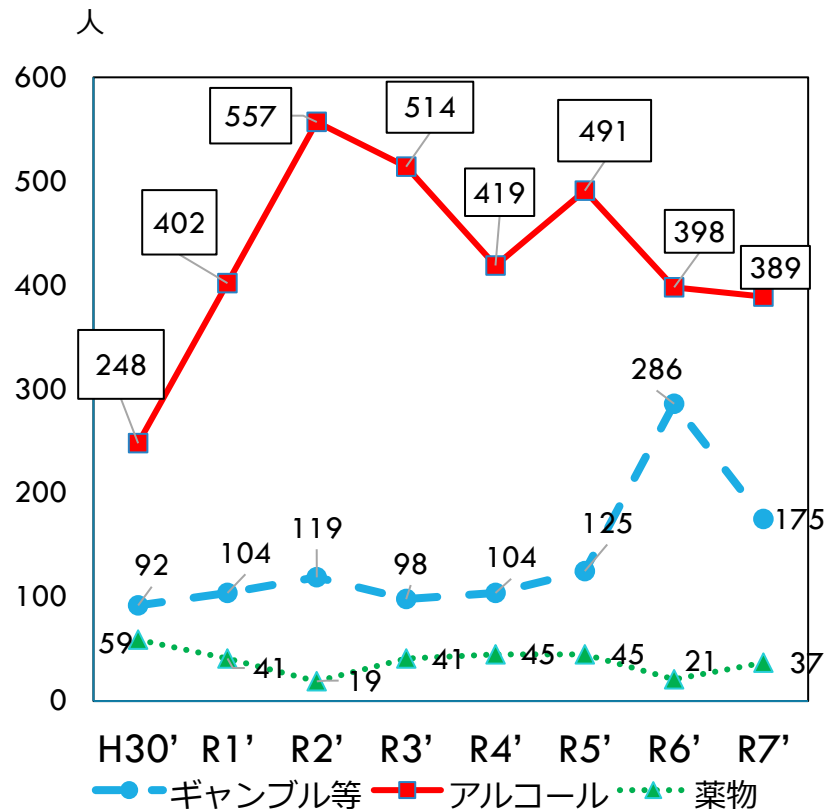
## 依存症の外来患者数の推移



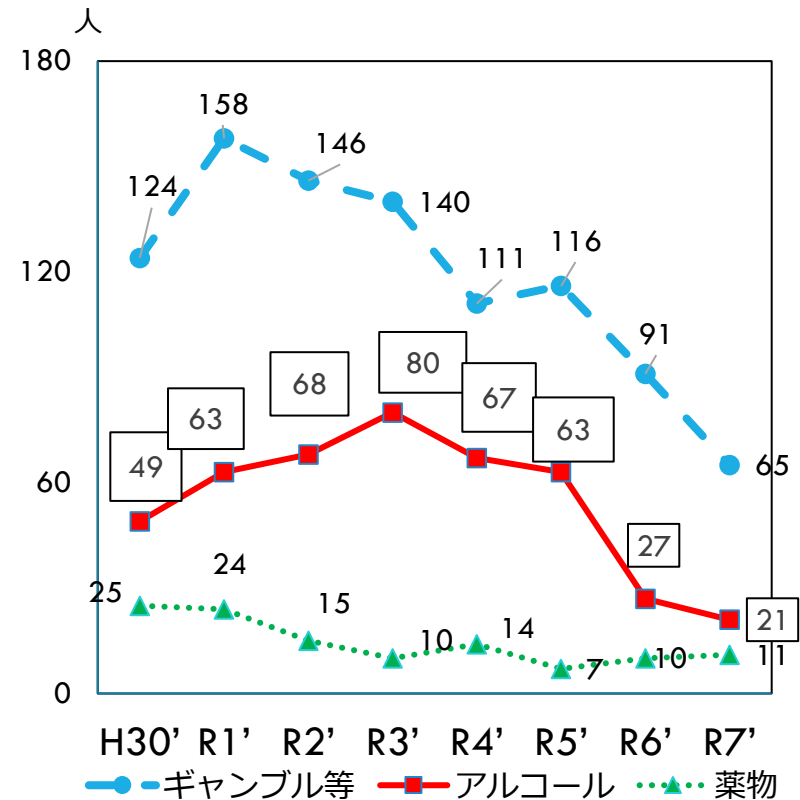
※「厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野）精神科医療提供体制の機能強化を推進する政策研究）より/データ：NDB

# 相談拠点（こころの健康センター及び保健所（9か所））相談実績

## 電話相談



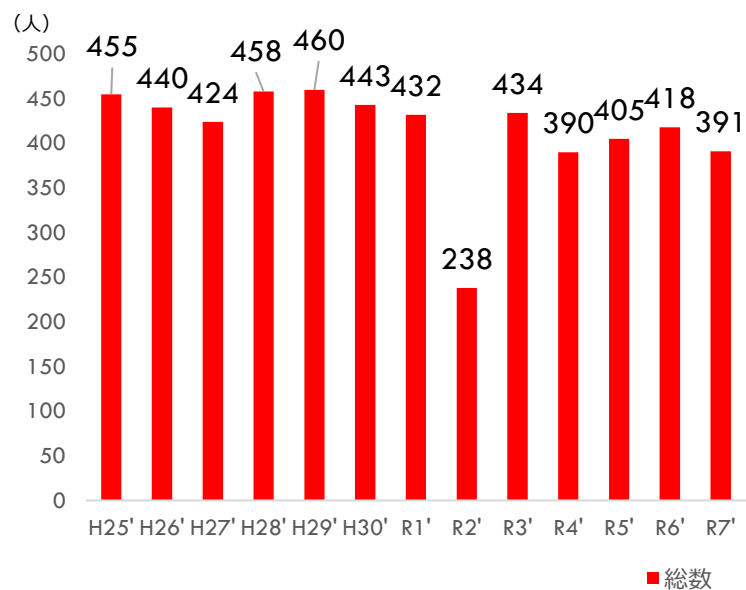
## 来所相談



※各機関報告

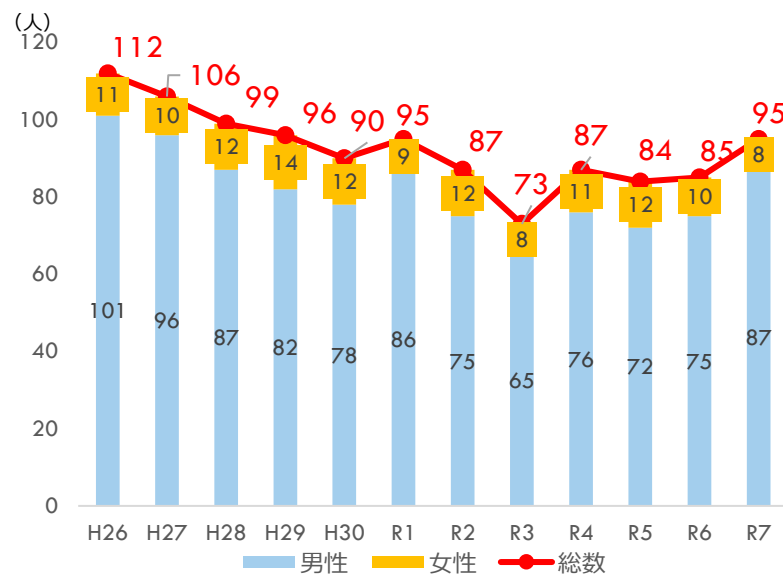
# アルコール依存症患者の状況

アルコール使用による精神及び行動の障害における  
自立支援医療受給者数の推移（三重県）



出典：三重県調査

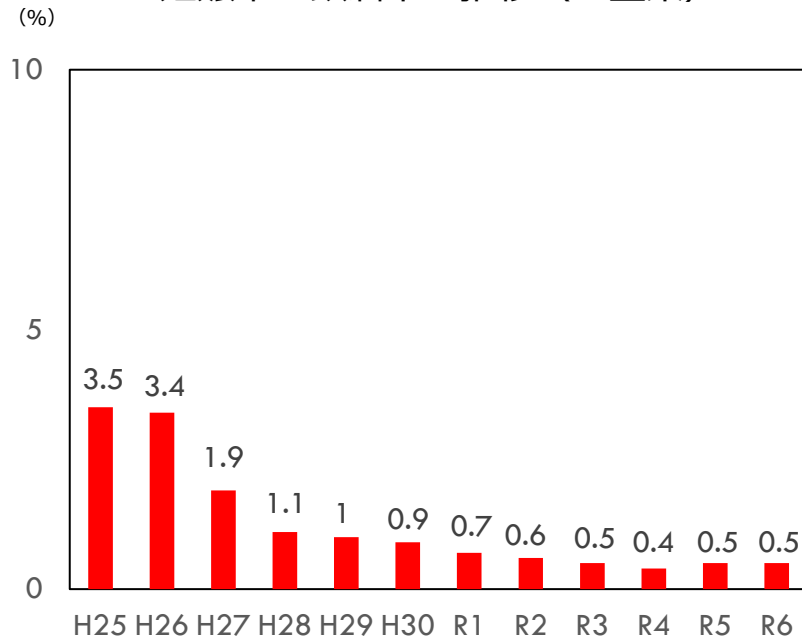
アルコール使用による精神及び行動の障害における  
入院者数の推移（三重県）



出典：厚生労働省「精神保健福祉資料（630調査）」

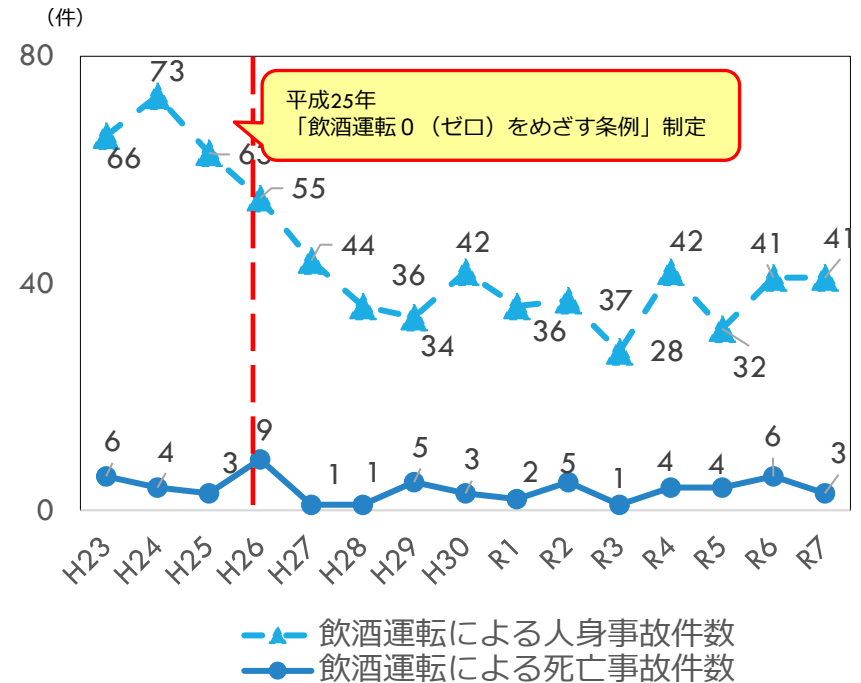
# 飲酒者／関連問題の現状

## 妊娠中の飲酒率の推移（三重県）



出典：三重県 母子保健報告

## 飲酒運転事故等の推移（三重県）

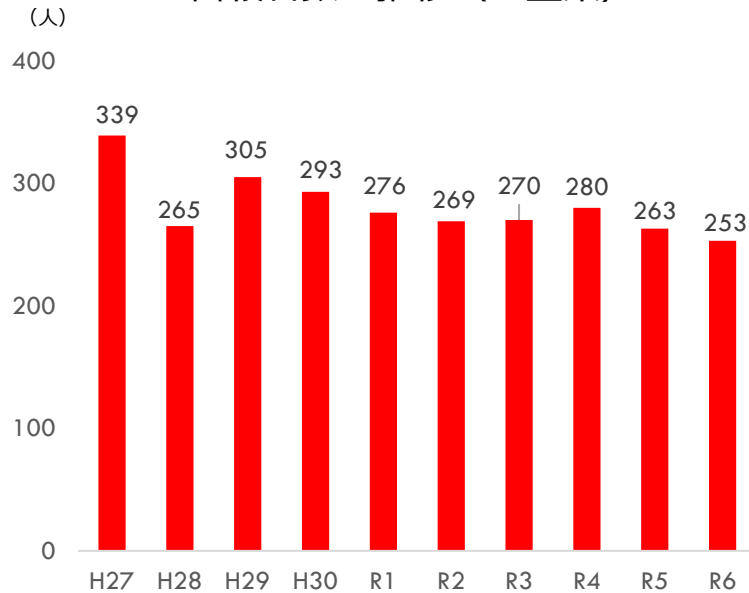


出典：三重県「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす年次報告」

# 関連問題の現状

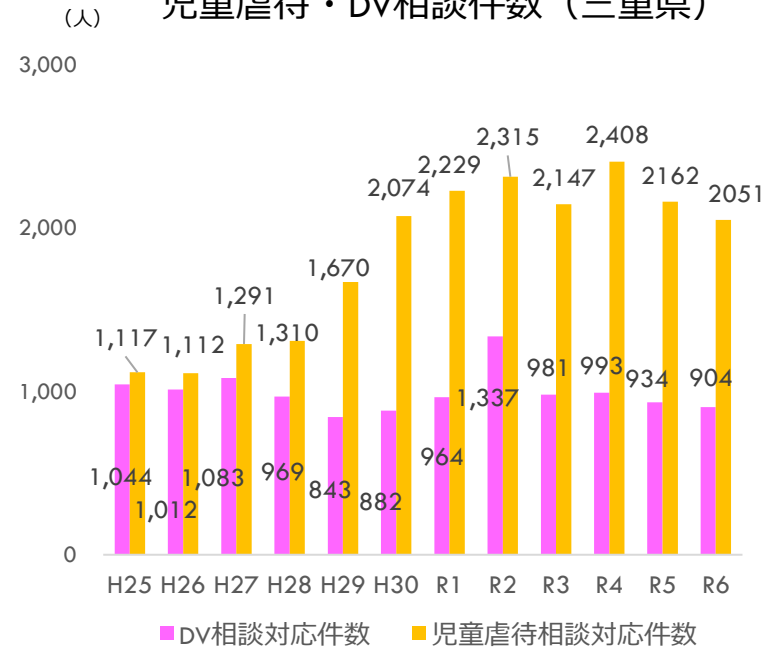
※アルコール健康障害関連以外の要因も含む

## 自殺者数の推移（三重県）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

## 児童虐待・DV相談件数（三重県）



出典：三重県 女性相談所調べ  
 ：三重県「子どもを虐待から守る条例第27条に基づく年次報告書」

# 次期三重県アルコール健康障害対策推進計画(令和9年度～13年度)の概要(案)

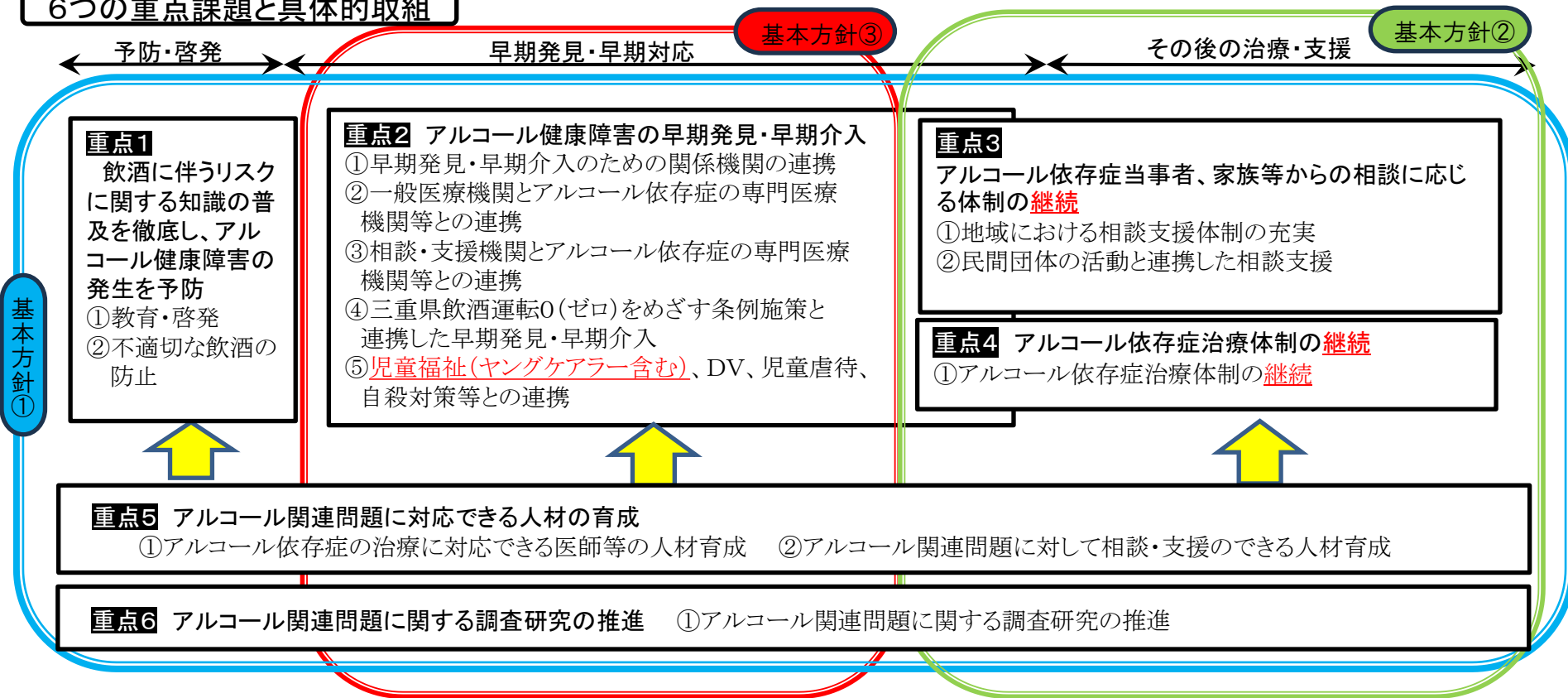
## 基本理念

アルコール健康障害に対する理解や支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざします。

## 3つの基本方針

- ① アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。
- ② アルコール健康障害当事者とその家族を支援します。
- ③ アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。

## 6つの重点課題と具体的取組



## 計画の推進体制等

- 1) 県は、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。
- 2) **第3期の計画期間は、令和9年度から令和13年度までとします。**
- 3) 計画を着実に推進するため、三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会において、「計画(Plan) → 実行(Do) → 評価(Check) → 改善(Act)」のプロセスにより、計画の進捗状況を把握し、より効果的に取組を推進します。

次期三重県アルコール健康障害対策推進計画 骨子案

**第 1 章 計画策定の基本的な考え方**

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

**第 2 章 アルコール健康障害に関する本県の現状**

- 1 飲酒者の状況
- 2 アルコール依存症患者の状況
- 3 アルコール健康障害に係る相談状況
- 4 アルコール健康障害に関連して生じる問題の現状

**第 3 章 基本理念と基本方針**

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 第 2 期計画の評価

**第 4 章 重点課題及び取組の具体的内容**

- 1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防
- 2 アルコール健康障害の早期発見・早期介入
- 3 アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の充実
- 4 アルコール依存症の治療体制の充実
- 5 アルコール関連問題に対応できる人材の育成
- 6 アルコール関連問題に関する調査研究の推進

**第 5 章 計画の推進体制等**

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理と見直し

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の背景

国は、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法（以下「基本法」という。）を、平成 26 年 6 月に施行しました。

また、基本法に基づき、アルコール健康障害対策推進基本計画（以下「基本計画」という。第 1 期は平成 28 年度から令和 2 年度、第 2 期は令和 3 年度から令和 7 年度）が策定され、本県においても、アルコール健康障害対策をさらに推進するため、国の基本計画を基に、本県における実情に即した内容も盛り込んだ、三重県アルコール健康障害対策推進計画（以下「県計画」という。第 1 期は平成 29 年度から令和 3 年度、第 2 期は令和 4 年度から令和 8 年度）を策定し、アルコール健康障害対策を総合的に進めてきました。

このたび、国においては、基本計画（第 3 期）が令和 8 年 3 月に閣議決定されました。県においても、国の基本計画（第 3 期）、県計画（第 2 期）における取組の評価及び現在の本県のアルコール関連問題を取り巻く状況をふまえて、県計画（第 3 期）を策定し、アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざして、計画的に施策を展開していきます。

### 2 計画の位置付け

アルコール健康障害対策推進基本法第 14 条第 1 項に規定される「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」

### 3 計画の期間

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 か年計画

## 第2章 本県の現状

### 1 飲酒者の状況

- ・妊娠中の飲酒率の推移

### 2 アルコール依存症患者の状況

- ・アルコール依存症の生涯経験者数の推計
- ・依存症の外来患者数（通院 1 回以上）の推移
- ・アルコール使用による精神及び行動の障害による入院・通院患者数

### 3 アルコール健康障害に係る相談状況

- ・相談拠点（こころの健康センター及び県内保健所（９か所））における相談件数

#### 4 アルコール健康障害に関連して生じる問題の現状

##### （１）飲酒運転

- ・飲酒運転事故の推移
- ・指定医療機関を受診した飲酒運転違反者の診断名内訳

##### （２）DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待

- ・DV相談対応件数の推移
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

##### （３）自殺

- ・自殺者数の推移

### 第３章 基本理念と基本方針

#### 1 基本理念

アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざします。

#### 2 基本方針

- ①アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。
- ②アルコール健康障害を有する者とその家族等を支援します。
- ③アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。

#### 3 第２期の評価

県計画（第２期）に基づき、令和４年度から令和８年度までの５年間、「アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現」をめざして、アルコール健康障害対策に取り組みました。

医療機関や当事者会、事業者等から構成される三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会において、アルコール健康障害の現状や課題を明らかにしながら、その対策の検討や評価を行いました。また、庁内の関係各課や警察等とも連携して取り組みました。

### 第４章 重点課題及び取組の具体的内容

#### 1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防

- ①教育・啓発
- ②不適切な飲酒の防止

- 2 アルコール健康障害の早期発見・早期介入
  - ①早期発見・早期介入のための関係機関の連携
  - ②一般医療機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携
  - ③相談・支援機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携
  - ④三重県飲酒運転 0(ゼロ)をめざす条例に基づく施策と連携した早期発見・早期介入
  - ⑤児童福祉部門（ヤングケアラーを含む）、DV 対応、児童虐待対応、自殺対策等との連携
- 3 アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の継続
  - ①地域における相談支援体制の構築と継続
  - ②民間団体の活動と連携した相談支援
- 4 アルコール依存症の治療体制の充実
  - ①アルコール依存症の治療体制の充実
- 5 アルコール関連問題に対応できる人材の育成
  - ①アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材の育成
- 6 アルコール関連問題に関する調査研究の推進
  - ①アルコール関連問題に関する調査研究の推進

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

「アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有するもの等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざす」という基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。

### 2 計画の進行管理と見直し

計画を着実に推進するため、「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）」のサイクルにより、計画の進捗状況を把握し、より効果的に取組を推進します。また、本計画は令和 13 年度を目標年度として実施するものですが、本計画の進捗等の状況変化により、必要性が生じた場合は、計画期間中においても適宜見直しを行います。

## 第2期計画からの変更箇所について

※下線、矢印・・・現行からの変更・追加  
 ※点線矢印・・・既に実施している事項

| 国 第3期基本計画 変更箇所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;Ⅲ アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題&gt;<br/>         (重点目標)</p> <p>① 生活習慣病リスクを高める量の飲酒者の減少<br/>         ② 20歳未満の者・妊娠中の者の飲酒をなくす<br/>         ③ 都道府県等で連携会議の設置・定期開催(年複数回)<br/>         ④ アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上<br/>         ⑤ アルコール健康障害事例の継続的な減少<br/>         ⑥ <u>医療機関へつながった新規患者数の増加</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>&lt;Ⅳ 基本的施策&gt;</p> <p>1. 教育の振興等<br/>         ・<u>飲酒ガイドラインの内容等に重点を置いた啓発の実施等</u></p> <p>2. 不適切な飲酒の誘引の防止<br/>         ・<u>酒類業界に対し無人店舗での酒類販売を行わない等の指導継続等</u></p> <p>3. 健康診断及び保健指導<br/>         ・<u>飲酒ガイドラインの周知・啓発や早期加入のための手法の普及</u></p> <p>4. アルコール健康障害に係る医療の充実等<br/>         ・<u>かかりつけ医、地域の内科・精神科、救急等と専門医療機関との連携を深め、より身近な場所で適切な医療受けられる体制の構築</u><br/>         ・「一般医療での早期発見・介入」、「専門医療機関での治療」から「自助グループ等での回復支援」に至る連携体制の推進</p> <p>5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等<br/>         ・<u>都道府県警察ウェブサイト等において、アルコール依存症のスクリーニングテスト等の広報の実施</u></p> <p>6. <u>アルコール依存症の当事者及びその家族に対する相談支援等</u><br/>         ・<u>こども・きょうだい(ヤングケアラーを含む)配偶者、親など、当事者の家族が抱える問題解決に向けた支援がなされるよう、精神保健福祉センターや保健所等と児童福祉部門や女性支援部門、配偶者暴力担当相談支援部門、教育部門等の関係機関との連携を強化</u></p> |

| 三重県 第3期計画 変更箇所(案)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;第4章 重点課題及び取組の具体的内容&gt;<br/>         (重点課題)</p> <p>1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防<br/>         (1) 教育・啓発<br/>         ・治療拠点機関による情報発信<br/>         (2) 不適切な飲酒の防止<br/>         ・20歳未満の者、妊婦</p> <p>2. アルコール健康障害の早期発見・早期介入<br/>         (1) 早期発見・早期介入のための関係機関の連携<br/>         ・依存症ネットワーク会議<br/>         (2) 一般医療機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携<br/>         ・地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援の<u>充実</u><br/>         (3) 相談・支援機関とアルコール依存症専門医療機関等との連携<br/>         ・多機関多職種連携した研修の実施<br/>         (4) 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に基づく施策と連携した早期発見・早期介入<br/>         ・飲酒運転違反者への受診義務通知<br/>         (5) 児童福祉<u>(ヤングケアラー含む)</u>DV対応、児童虐待対応、自殺対策等との連携<br/>         ・<u>こころの健康センター、保健所等と児童福祉部門、児童福祉部門(ヤングケアラーを含む)や女性支援部門、配偶者暴力担当相談支援部門、教育部門等の関係機関との連携を強化</u></p> <p>3. アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の継続<br/>         (1) 地域における相談支援体制の継続<br/>         ・アルコール依存症に係る専門性向上<br/>         (2) 民間団体の活動と連携した相談支援<br/>         ・受診後の患者支援事業の継続</p> <p>4. アルコール依存症の治療体制の充実<br/>         (1) アルコール依存症の治療体制の充実</p> <p>5. アルコール関連問題に対応できる人材の育成<br/>         (1) アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応でき</p> |

・定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関（行政、医療機関、自助グループ等）の連携体制の構築

7. 社会復帰の支援

・治療、回復支援に資する情報の共有や自助グループ等の活用

8. 民間団体の活動に対する支援

・自助グループの活動支援

9. 人材の確保等

10. 調査研究の推進等

る人材の育成

・治療拠点機関による医療機関を対象とした研修の実施

・三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関研修の実施

6. アルコール関連問題に関する調査研究の推進

（1）アルコール関連問題に関する調査研究の推進